



○学力に関する証明書 (教員免許申請用)	○免許申請にあたり、必要単位を修得した大学等に、申請する免許状の種類、教科を申し出てください。
○人物に関する証明書 (細一様式3)	○証明年月日の有効期限は30日です。 ○証明者については、次のとおりです。 ・道立学校の教員：校長 ・市町村立学校の教員：市町村教育委員会教育長 ・私立学校の教員：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教員：大学の学長 ・その他：職場の長
○実務に関する証明書 (規一様式3の2)	○証明者については、「人物に関する証明書」と同様です。 ・道立学校の教員：校長 ・市町村立学校の教員：市町村教育委員会教育長 ・私立学校の教員：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教員：大学の学長 ・その他：職場の長
○身体に関する証明書 (細一様式4)	○証明年月日の有効期限は3か月です。
○履歴書 (細一様式5)	
○免許状送付用封筒 (140円分切手貼付)	○A4サイズが折らずに入る封筒(角2型)に、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。 なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます(道内公立学校の正規教員の場合は不要)。
(右の記載に該当する場合に添付) ○戸籍抄本	○添付書類に記載されている氏名、本籍地(都道府県)が現在のものと異なる場合には、変更の経緯がわかるよう、戸籍抄本(場合によっては謄本等)を添付してください。

#### 4 留意事項

- (1) 教育職員免許法第5条第1項の各号に該当する者には、教育職員免許状を授与することができません(欠格事項)。
- ・ 18才未満の者
  - ・ 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
  - ・ 免許状がその効力を失い、当該失効日から3年を経過しない者
  - ・ 免許状の取り上げ処分を受け3年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 署名又は記名押印は、宣誓事項を確認の上、戸籍上の字体(誤字、俗字の場合は標準字体可)により正確に氏名を署名又は記名押印してください。外国籍の場合は、在留カードに記載の氏名を署名又は記名押印してください。
- なお、免許状は標準字体により授与します(例 高→高、崎→崎)。
- (3) 正しい申請書類を受理してから、免許状を送付するまで2ヶ月程度を必要としています。

免許状の授与証明書を必要とする場合や、その間に住所・氏名が変わる予定の方は、上記2  
(2)「送付先」まで連絡してください。

- (4) 大学新卒者の一括申請事務のため、2月16日から3月24日までの期間は申請を受付して  
おりません。

この期間に郵送により提出のあった申請書類については当係において保管し、3月25日以降  
に受理を予定しています。

- (5) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。

購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を**書留**で送付してくださ  
い(北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません。)